

るを、さすがにいぶかしみ思へる人々も、少からぬ中に、薩摩の御館の預山田清安獨畏りに堪へず、殿の京におはしまさば、いかでかさる手ぶりには交はりたまはむ。○中せめては觸穢の日數過してこそ、年並の春にも逢はめと、男々しく思定められたるを、土佐の御館の預なる柴田勝世おなじ心には競進みて、かのいぶかり漂はれし人々にも、この思取れるやうども傳へられしかば、其交らひある九ヶ所の御館は、一例に事定まりて、門松も玄め繩もなく、歳暮年始の行ひもすべて省かれたれば、實に亮闇のとしのさまは、かくすべくぞ見えたりし。

○按ズルニ、此時門飾有無ノ議アリ、又慶應二年、孝明天皇崩御ノ時、松飾取拂ヒヲ命ゼシ事ハ、禮式部服紀篇喪中雜制ノ條下ニ載ス、

〔日本歳時記二月〕十四日、門松注連繩を去、

〔増補江戸年中行事正月〕六日、門松おさめる

〔東都歳事記正月〕六日、今夕門松を取納む。承應の頃までは、十五日に納めしとなり、

〔享保集成絲綸錄四十九〕寛文九酉年正月

一如跡々其町々之松かざり、明七日ニ取可申候。○中

正月

〔嬉遊笑覽草木十二〕正月の松かざり、むかしは久しく立置たり、寛文二年寅正月六日町觸に、松かざり明七日朝取可申事、其後もなほやまざりしと見えて、寛文十年戌正月、又おなじ法度の觸ありて、來年よりは相觸申間數候間、毎年左様相心得可申候と見えたり、昔日の人情今より見れば、雅なきやうなれど、久習一旦にはうせがたきこと多し、武家には久しく立おくもあれど、大かたは門飾を取て、其跡に松の木梢を折て插おく、この故なり、明暦元年乙未十二月廿二日、正月の松かざり十五日前は、此方より一左右次第取可申事と見ゆ、上總姉がさきの俗、正月門戸ニ榊椎などを